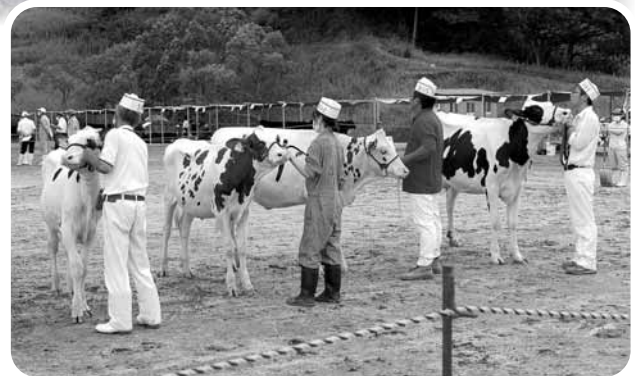


洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和3年3月発行

洲本市畜産共進会 開催!



令和2年9月12日(土)に五色健康村で畜産共進会が開催されました。牛の健康美を競う畜産共進会において和牛54頭、乳牛18頭がエントリーされ、各部門で体格や骨格などの美の祭典が行われました。

最優秀賞 (名誉賞)

○和牛の部 「ももか」

小田 隆一さん (五色町都志大日)

○乳牛の部 「HF サンタナ ギブソン」

相曾 勉 さん (宇原)



農業者年金制度説明会を 実施しました！

令和2年10月28日(水)、洲本市役所五色庁舎2階会議室で農業者年金制度説明会を実施しました。当日は、兵庫県農業会議から講師を招き、参加者が少なかったこともあり、個別相談の形式を取りました。相談では、制度の概略や相談農家の方の具体的な状況を聞き取った上で質問に答える場となりました。相談農家の方は、今まで分からなかった点について疑問が解消したこともあり、さっそく加入されました。

農業者年金には下記の6つの特徴（メリット）があります。詳しい説明を受けたい方は、農業委員会事務局までお問合せ下さい。

農業者年金ならではの6つの特徴

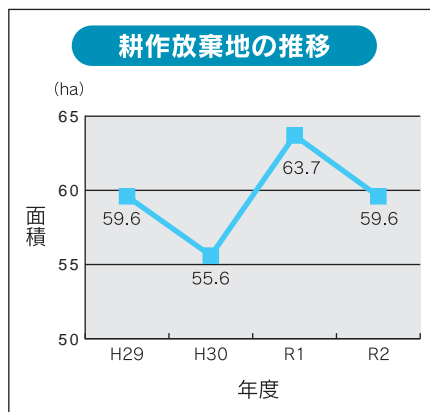
- 1) 農業者なら広く加入できる**（但し、ア、イ、ウの条件を全て満たすこと）
 (ア) 60歳未満の人 (イ) 年間60日以上農業に従事（農地の権利名義は不要）
 (ウ) 国民年金第1号被保険者（免除者は除く）
- 2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い**
 - ・将来の自分の年金の原資を自分で積み立て
 - ・旧農業者年金制度（賦課方式：現役世代の保険料を引退世代の年金の財源に充てる）とは異なります
- 3) 通常加入時、保険料の額（月額2万～6万7千円）は自由に決められる**
 - ・いつでも保険料の金額を変更できます
 - ・任意に脱退可能（脱退一時金はなく、将来の年金で受給となります）
- 4) 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある**
 - ・80歳までに死亡した場合は、遺族に支給
 - ・死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢基礎年金の現在価値に相当する額を遺族に支給
- 5) 税制面の優遇措置が大きい**
 - ・年金を受け取る時に、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます
 - ・保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けることができます
 - ・支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象
- 6) 政策支援加入のもと、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある**
 加入期間が20年以上を見込まれ、農業所得が900万円以下である方に対して、2万円の保険料のうち、4千円～1万円を国が補助します。早ければ早いほど加入するとお得で、サポートもより充実しております。

農業者年金

農家の皆さん、是非とも農業者年金に加入を！

耕作放棄地を減らしましょう！

農業委員会では昨年8月から10月に行った農地パトロールで、約59.6haの耕作放棄地を確認しましたが、ここ4年間は増減を繰り返しています。



耕作放棄地が増加すると、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生などで、周辺農地の耕作の支障や、周辺住民の生活環境に影響が出る場合や、農地の集積の妨げにもなります。農地は農産物の生産基盤であり、栽培された農産物が食料として国民に供給されることで、豊かな生活が送れます。耕作放棄地の発生を防止し、解消を図ることが重要です。農地の所有者・耕作者の方々のご理解とご協力をお願いします。

全国農業新聞



令和2年4月から全国農業新聞の紙面が刷新され、農政・経営・地域などの情報がより一層充実されております。8ページ構成を基本として、レイアウトも新聞の枠にとられない斬新な形となっております。

ぜひ全国農業新聞の購読を！

発行日：毎週金曜日
購読料：月700円
(送料・税込み)
発行所：全国農業会議所
農業委員会事務局まで。

全国農業新聞が
充実しております！

地方版を最終面に移行

自分の地域のより身近な話題に触れやすく農政解説の強化！

紙面オールカラー化

より見やすく！
よりわかりやすく！

購読者限定サービス

Web上からも無料で紙面閲覧可能に

農業者年金受給者の方へ!!

- ◎受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届出ください。
- ◎経営移譲年金を受給されている方で、農地転用等の予定がある場合は、農業委員会にご相談ください。

農地を相続された方へ!!

- 農地を相続された方は、法務局での相続登記完了後、速やかに農業委員会への届出をお願いします。
- ◎相続登記をする (法務局へ)
 - ◎届け出る (洲本市農業委員会へ)

将来の農業に不安のある方

人と農地の将来について話し合いませんか？

5年後、10年後の地域の農地を誰がどのように守っていくのか、地域のみなさんと話し合ってください。洲本市では、地域の話し合いを活性化させるために集落ごとの「人・農地プラン」の作成を推進しています。

「人・農地プラン」とは、地域の高齢化や農業の担い手が心配される中で、5年後、10年後を見据え、「誰が」「どのように」農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめる「地域の未来設計図」です。

～「人・農地プラン」の作成の流れ～

①アンケートの実施
農業者の年齢と後継者の有無を把握する。

②地図による現況把握
アンケート結果を地図化し、5～10年後に後継者がいない農地の面積を見える化へ。

③将来方針の作成
作成した地図をもとに、農業者、農業委員など関係者が徹底した話し合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営主体のあり方をみんなで決めていく。

農業者の皆様が話しやすいよう、各種サポートをさせていただきますので、お気軽に洲本市農政課、農業委員会事務局までお問い合わせください。また、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にもご相談ください。

洲本市役所

農政課担い手育成係 ☎0799-24-7638
農業委員会事務局 ☎0799-24-7628

農業に使用する軽油取引税の免税措置について

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。免税額は1ℓあたり32.1円となり、100ℓ使う場合は軽油取引税が3,210円免除されます（店頭で税額分安く購入できます）。

免税をご希望される方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

※初めて軽油取引税の免税措置を受ける方は、あらかじめ洲本県税事務所（☎0799-26-2030）までお問合せください。

※この制度の利用にあたっては、報告書の提出が義務付けられていますのでご留意下さい。

農地を所有していない農業後継者名義で農地の所有権を取得できるか

問 我が家の農業経営の規模の拡大のため農地の購入を考えています。将来を見据え、後継者である息子の名義で農地を購入したいのですが、世帯員である息子が所有している農地は現在なく、購入予定の農地だけでは下限積要件をみたすことができません。農地法第3条の許可を得ることはできますか。

答 法第3条の許可要件は、世帯員等で満たせばよいことになっています。つまり、農地の権利を取得するに当たっては、権利を取得しようとする者のみならずその世帯員等で許可要件を満たせばよいこととなります。

本ケースでは、下限積要件を満たさないというのですが、①世帯員等である後継者が権利を取得する予定の農地面積と、②現在のあなたの経営における農地の権利所有面積を合わせて下限積要件を満たせばよいということになります。

このことで下限積要件を満たし、かつ他の許可要件を世帯員等で満たしているというのであれば、法3条の許可を得ることができると考えます。

【引用…一般財団法人都市農地活用支援センター「ケース別農地の権利移動・転用可否判断の手引」新日本法規出版・初版発行平成二十九年四月一〇日、P. 84〜85】

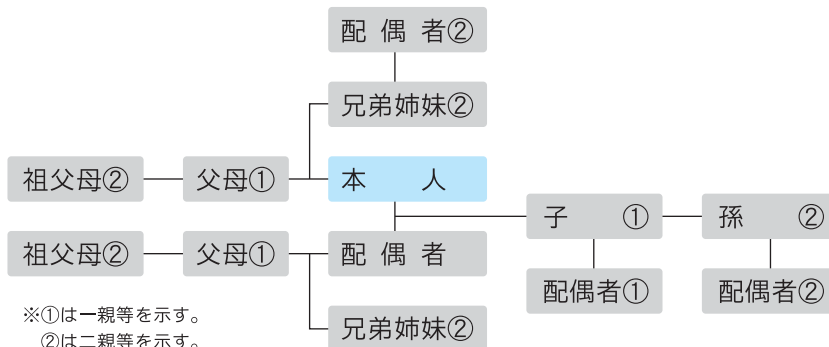
世帯員等の定義

農地法第2条第2項では、次のように規定されています。

この法律で、「世帯員等」とは住居及び生計を一つにする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。

- (1) 疾病又は負傷による療養
- (2) 就学
- (3) 公選による公職への就任
- (4) その他農林水産省令で定める事由

と、右のようになります。



農業委員会では毎月

5日 申請書等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌日)

22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、前日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階

TEL 0799-24-7628 (直通)

FAX 0799-25-3590

ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

